

海外から一時帰国中又は一時帰国を予定しているお子様の保護者向けお問合せに寄せられたFAQ

項目	質問数	質問内容	回答
1 体験入学&編入学について	1	日本に一時帰国したので、体験入学をしたいと考えています。その受け入れの情報を教えてください。	いわゆる「体験入学」は国の制度としては存在しておらず、正規の編入学とは違い、各教育委員会の裁量によって実施されているものです。「体験入学」を実施していない教育委員会もあれば、実施していても期間や条件が違う場合もあります。また、「体験入学」を実施してなくても、Q3にある通り、日本人学校に在籍したまま、日本の学校に編入することも可能です。居住している、もしくは居住する予定である自治体の教育委員会にお問い合わせください。
	2	日本人学校に在籍したまま、日本の学校に編入できますか。	編入学の場合、日本人学校を退学し、住民票を移し手続きを行うのが一般的ですが、今回の新型コロナウイルスの影響による一時帰国に伴う国内での就学については、再度日本人学校に戻る前提で、弾力的な運用として、居住実態がはっきりしていれば、住民票を移さず、日本国内の学校に編入できるよう国内の都道府県教育委員会等へ連絡しています。詳細は教育委員会に相談してください。
	3	一時帰国しており、日本人学校に学籍を残したまま、日本の学校に編入学し学年末となった場合、日本人学校の修了証書はもらえないのでしょうか。	日本人学校と日本国内の学校の両方に学籍がある場合、それぞれの学校の卒業・修了要件を満たせば、それぞれの学校の卒業証書等を受け取ることが可能です。ただし、日本人学校を修了するためには、年度末まで日本人学校の授業料を支払い在籍している必要があります。
	4	4月より海外の日本人学校に小学校1年生で入学予定です(入学金を収め保留中)。しかし、今の状況では、海外への移動もままならず、いつ授業が開始されるのかわからない中で、どこにも所属せず、自宅学習を続けて開校まで待っていてよいでしょうか。	国内にいれば、義務教育段階の児童の場合、必ず就学しなければなりません。日本人学校の開始日が定かでないのであれば、国内の学校に入学するようにしてください。
	5	今、仕事の関係で、ホテルに住んでいます。近くの学校に通わせたい場合どうすればよいでしょうか。	本来、就学については住民票を移して手続きを行うのが一般的ですが、諸事情により住民票を移せないケースなどにおいては、居住実態に基づく学齢簿の編成を行っています。特に、今回の新型コロナウイルスの影響による一時帰国に伴う就学については、居住実態に基づき日本国内の学校に編入できるよう国内の教育委員会等へ連絡していますので、居住している、もしくは居住する予定である市町村の教育委員会に相談してください。
	6	4月に日本人学校に戻りたいのですが、ビザの発給が停止されていて、その国に入国できません。どうしたらよいかわ教えてください。	ビザに関することは、その国の大使館に確認しないと詳しいことはわかりませんが、ビザが発給されなければその国の日本人学校に編入することはできないと通常は考えられますので、現時点では日本の学校に在籍して通学することがよいと思います。
	7	子供を連れて一時帰国しています。日本人学校の始業日もはっきりしない状況なので、決まるまで日本の学校に編入学をしたいと思っています。どの学校に行けばよいでしょうか。また、その手続きを教えてください。	入学期日等の通知や学校の指定は市町村教育委員会が行うよう法令で定められています。現在、居住している市町村の教育委員会にご相談ください。その際、住民票の異動がなされていない場合は居住実態を把握するための書類が必要になることもあります。事前に電話連絡等を行い、必要な書類等を確認されることをおすすめします。
	8	現在現地のインターナショナル校に子供が通っていますが、本帰国させ、私立の小学校(中学校)に編入学させたいと希望しています。今回の緊急事態に対して弾力的に受け入れてくれる私立の学校を紹介してください。	具体的な学校の紹介は難しいですが、帰国子女受け入れ校については、海外子女教育振興財団のホームページから検索することが可能です。また、「帰国子女のための学校便覧」もホームページから購入できますので参考にしてください。編入学が可能かどうかやその条件等、直接学校にお問い合わせいただければと思います。
	9	日本に一時帰国しています。現在住んでいる場所の学区の学校ではなく、以前在籍していた学校に編入したいのですが可能でしょうか。	学校の指定は市町村教育委員会が行うよう法令で定められています。同じ市町村内における就学校の変更を希望される場合は、居住している教育委員会へご相談ください。違う市町村の学校へ編入を希望される場合は、就学させようとする学校のある教育委員会の承諾を証する書面を添えて、居住している教育委員会へ届け出る必要があり、その後、協議が行われ判断されます。手続きについて不明な点があれば、居住している教育委員会へお問い合わせください。
2 教科書	1	日本人学校に在籍していますが、現在一時帰国しています。日本の学校に体験入学しようと思っていますが、その際に教科書はいただけるのでしょうか。	体験入学の児童生徒を対象とした教科書の無償配布は行っていませんが、編入学を対象とした無償配布は行っています。日本人学校に籍を置きながら日本の学校に編入学する方法があり、住民票を移すことなく、居住実態さえあれば受け入れていただけます。編入学すれば教科書は無償配布されます。
	2	海外のインターナショナルスクールに通学していますが、現在一時帰国しています。日本の学校には編入学せず、体験入学しています。教科書の購入の仕方を教えてください。	体験入学をしている場合の教科書の扱いについては、体験入学されている学校が所在する教育委員会にお尋ねください。
	3	日本の私立中学校の第2学年に編入しますが、教科用図書給与証明書を出発する前に言われました。証明書を取りに海外の学校に戻るわけにいかないのでしょうか。	教科用図書給与証明書がなくとも教科書給与を行うよう都道府県教育委員会等を通じて周知していますが、学校がそのことを把握していないようであれば、学校から都道府県知事事務局へ確認していただくようお願いください。
	4	今後、再度海外に行ったとき、教科書はどのようにして手に入れればよいでしょうか。	新規の渡航であれば、海外子女教育振興財団から支給されます。また、すでに在籍中の児童・生徒については、日本人学校で用意されています。
3 幼稚園	1	海外で幼稚園に通っていましたが、一時帰国しています。現在のところ幼稚園に通っていません。近隣の幼稚園にお願いしましたが、受け入れてもらえません。どうしたらよいでしょうか。	文部科学省からは、各幼稚園に対し、転入園の希望を受けた際には、幼児の保健管理に留意しつつ、可能な限り弾力的に取扱うように、「新型コロナウイルス感染症に起因して海外帰国した児童生徒等への対応について(3/26現在)(通知)」(令和2年3月26日)で通知しているところです。この旨を踏まえて、再度幼稚園と御相談いただくか、当該幼稚園が所在する自治体(公立幼稚園の場合は市町村教育委員会、私立幼稚園の場合は都道府県私立幼稚園担当部局)に御相談していただければと思います。
	2	4月から〇〇日本人学校の幼稚部に入園する予定ですが、コロナウイルスの影響が長引いて日本人学校に入園できない場合、日本の幼稚園に入れるのでしょうか。	文部科学省からは、各幼稚園に対し、転入園の希望を受けた際には、幼児の保健管理に留意しつつ、可能な限り弾力的に取扱うように、「新型コロナウイルス感染症に起因して海外帰国した児童生徒等への対応について(3/26現在)(通知)」(令和2年3月26日)で通知しているところです。この旨を踏まえて、再度幼稚園と御相談いただくか、当該幼稚園が所在する自治体(公立幼稚園の場合は市町村教育委員会、私立幼稚園の場合は都道府県私立幼稚園担当部局)に御相談していただければと思います。
4 高校生	1	海外のインターナショナルスクールに通っていて、一時帰国しています。高校生の場合、編入学の受け入れはどうなっていますか。	学校によって取り扱いが異なりますので、まずは学校(公立学校の場合は教育委員会)にお問い合わせください。なお、国内の帰国子女受入れに関する情報は、公益財団法人海外子女教育振興財団HP(https://www.joes.or.jp/2020g-joho/)に取りまとめられていますのでご活用ください。
5 入国制限について	1	各国の入国制限について教えてください。	外務省HP 日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国後の行動制限(https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf/history_world.html)をご覧ください。また、出国予定の大使館、領事館のHPを調べて確認する方法もあります。さらに、入国後のいろいろな制約もありますので、いろいろな角度から調べるのが重要です。この場では、個々の国については申し上げられません。